

専決処分の報告について

1 報告件名

板橋区立美術館大規模改修機械設備工事請負契約の変更

2 契約の相手方

東京都板橋区志村一丁目18番17号
アネス・富士川建設共同企業体

3 契約変更の概要

(1) 経緯

本契約は、平成30年6月20日に板橋区議会の議決を得たもので、平成30年2月以前の公共工事設計労務単価（旧労務単価）による積算に基づき予定価格を定めた工事請負契約である。

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）に係る特例措置に基づく契約変更を行い、適切な施工を確保した。

(2) 契約金額の増額

変更前	2億2,518万円
変更後	2億2,606万5,600円
増加額	88万5,600円

(3) 変更内容

本契約について、新労務単価による再積算に基づき予定価格を定め、その額に当初契約の落札率（97.703%）を乗じて得た額を契約変更額とした。

4 専決処分年月日

平成30年8月22日